

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>伊賀市国民健康保険税条例 第1条～第25条（略） （国民健康保険税の減額） 第26条（略）</p> | <p>伊賀市国民健康保険税条例 第1条～第25条（略） （<u>低所得者の国民健康保険税の減額</u>） 第26条（略）</p> |
| <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,395円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,325円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,720円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,650円</p> <p>（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円</p> | |
| <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p><u>4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> | <p>第26条の2 (略)</p> <p><u>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p>第26条の3 <u>当該年度において、その世帯(第3項に規定する世帯を除く。)</u> <u>に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)</u> <u>がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額は、第5条の基礎課税額の被保険者均等割額から、当該額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について準用する。この場合において、「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第5条」とあるのは「第8条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>当該年度において、第26条に規定する基準に従い国民健康保険税を減額するものとした納税義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎課税額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 第5条の基礎課税額の被保険者均等割額から、第26条各号に掲げる納税義務者の区分に応じて、当該各号アに掲げる額を控除して得た額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第 27 条・第 27 条の 2 (略) <u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p>第 27 条の 3 国民健康保険税の納税義務者は、<u>出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項の届書を提出する場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第 1 項の規定による届書の提出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第 1 項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第 1 項の規定による届書の提出を省略させることができる。</u></p> <p>第 28 条～第 31 条 (略)</p> | <p><u>準用する。この場合において、「基礎課税額」とあるのは「後期高齢者支援金等課税額」と、「第 5 条」とあるのは「第 8 条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第 27 条・第 27 条の 2 (略)</p> <p>第 28 条～第 31 条 (略)</p> |

